

# 特別養護老人ホームさくらホーム広野

# 利用料金表

令和元年10月現在

第1段階 (生活保護)	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)
施設サービス費	737	23,945	804	26,122	877	28,494	945	30,703	1,012	32,880
食費	300	9,000	300	9,000	300	9,000	300	9,000	300	9,000
居住費	820	24,600	820	24,600	820	24,600	820	24,600	820	24,600
合計	1,857	57,545	1,924	59,722	1,997	62,094	2,065	64,303	2,132	66,480

第2段階 (80万円以下)	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)
施設サービス費	737	23,945	804	26,122	877	28,494	945	30,703	1,012	32,880
食費	390	11,700	390	11,700	390	11,700	390	11,700	390	11,700
居住費	820	24,600	820	24,600	820	24,600	820	24,600	820	24,600
合計	1,947	60,245	2,014	62,422	2,087	64,794	2,155	67,003	2,222	69,180

第3段階 (80~266万円)	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)
施設サービス費	737	23,945	804	26,122	877	28,494	945	30,703	1,012	32,880
食費	650	19,500	650	19,500	650	19,500	650	19,500	650	19,500
居住費	1,310	39,300	1,310	39,300	1,310	39,300	1,310	39,300	1,310	39,300
合計	2,697	82,745	2,764	84,922	2,837	87,294	2,905	89,503	2,972	91,680

第4段階 (266万円以上)	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)	1日あたり	月額(30日)
施設サービス費	737	23,945	804	26,122	877	28,494	945	30,703	1,012	32,880
食費	1,392	41,760	1,392	41,760	1,392	41,760	1,392	41,760	1,392	41,760
居住費	2,006	60,180	2,006	60,180	2,006	60,180	2,006	60,180	2,006	60,180
合計	4,135	125,885	4,202	128,062	4,275	130,434	4,343	132,643	4,410	134,820

注1: 施設サービス費の中に、個別機能訓練加算(12円/日)、看護体制加算(I)口(4円/日)、夜勤職員配置加算(II)口(18円/日)、栄養マネジメント加算(14円/日)、日常生活継続支援加算(46円/日)、精神科医療養指導加算(5円/日)が含まれています。

注2: その他該当者には、療養食加算(18円/日)、初期加算(30円/日)、外泊加算(246円/日)、看取り加算(死亡4日~30日前まで144円/日、死亡2・3日前680円/日、死亡日1280円/日)、経口維持加算(I)(400円/月 6月以内)が加算されます。

※介護職員処遇改善加算[介護報酬総単位数×83/1000(1単位未満の端数は四捨五入)]を月額の施設サービス費に含んでいます。

総単位数での計算になるため、1日あたりの合計には含んでおりません。また、注2算定者には、その分新たに83/1000が加算されます。

※上記の表は1割負担での計算となっています。平成27年8月1日から、一定以上の所得のある方は、自己負担が現行の1割から2割に引き上げられます。

※第1~3段階であっても、預貯金や配偶者の所得等により、平成27年8月1日から第4段階の金額となる場合もあります。